

## 第172回武蔵野市建築審査会会議要録

### 1 日時

平成28年9月9日（金曜日） 午後2時30分から午後2時55分まで

### 2 会場

武蔵野市役所 411会議室

### 3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事

### 4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

### 5 議題

- (1) 同意議案 議案第7号 法第43条第1項ただし書による許可の同意  
（無接道建築物の許可）

### 6 議事

#### 【議案第7号について】

- （委員） 建築物概要書の用途地域の記載は、誤りなのではないか。
- （特定行政庁） 「第1種住居専用地域」という記載を「第1種住居地域」と訂正する。
- （委員） 申請敷地前面から北側の42条1項2号道路までの通路に係わる関係権利者のうち、死亡し同意を得られていない者が誰なのか確認したい。
- （特定行政庁） 当該の関係権利者は、突然亡くなってしまったため、同意を得られなかったが、同一の筆を所有しているその他の権利者からの同意が得られていることを鑑み、申請敷地から道路までの関係権利者全員の同意と同等であると判断している。
- （委員） 以前に建築基準法第43条第1項ただし書きの規定により許可した、申請敷地の北側に隣接する一戸建ての住宅における道路に面した塀が他に比べ後退している理由を伺いたい。また、申請敷地の後退について伺いたい。

- (特定行政庁) 全員同意が得られなかったため、50cm後退した。申請敷地については、全員同意が得られていると判断しているため、50cmの後退は行われたい。
- (委員) 申請敷地は、前面の通路と分筆がされているようだが、最低敷地を満たしていない。既存不適格であるという認識でよいか。
- (特定行政庁) はい。
- (委員) 申請敷地の西側に隣接する路地状敷地の通路は、幅員2m以上確保されているか。
- (特定行政庁) そのように記憶している。
- (委員) 申請敷地と南側に隣接する敷地内の塀は、後退しないのか。
- (特定行政庁) 確認申請においては、申請敷地との共有の壁ということであれば交渉することとしているが、当該の壁はそうではないため、後退を求められない。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 湯浅 啓太

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 吉川 徹

同 委員 伊東 健次

同 委員 伊藤 達也

同 委員 小石原 敏夫